平成２４年（フ）第３９５号
群馬県伊勢崎市馬見塚町3281番地９
債務者　吉田　一雄
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３９８号
群馬県渋川市石原1785番地３　トサカアパート
債務者　三浦真由美
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１３７０号
千葉県船橋市習志野台１丁目５番５号　カーサ・フローレスⅡ―202号
債務者　嶋田　　豪
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４３６号
千葉市中央区大森町497番地２
債務者　吉永　幸徳
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３号
神奈川県座間市座間１丁目4187番地の２
債務者　行方　俊介
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４号
相模原市中央区上矢部５丁目５番１号
債務者　田中　英樹
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８号
神奈川県座間市相模が丘２丁目９番34号
コーポ相模２―Ｃ
債務者　杉本　啓子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５９３号
新潟市北区葛塚3152番地２
債務者　一戸　直美
1　決定年月日時　平成25年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１９０号
京都府宇治市広野町桐生谷25番地の20　ワイズビレッジ103号
債務者　中野　　透
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５４号
京都市右京区西院東中水町14番地　市営住宅西大路303
債務者　川島富美雄
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５５号
京都市右京区西院東中水町14番地　市営住宅西大路303
債務者　川島　恵子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５６７号
京都市西京区下津林南大般若町81番地　セジュール・ファミリー102号室
債務者　宮下　奈緒（旧姓竹本）
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２３号
京都府宇治市伊勢田町毛語68番地　亀山荘３号
債務者　山岡　勝美
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３９号
堺市西区浜寺船尾町西１丁153番地２　ハイネス諏訪森302号
債務者　津村　浩次
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２０６号
大阪府柏原市法善寺３丁目869―１―306、住民票上の住所大阪府柏原市法善寺４丁目409番地の12
債務者　宮地塗装こと　宮地　尚弘
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２２０号
堺市南区庭代台３丁13番５―402号
債務者　豊榮建設こと　楠　　豊
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２６０号
大阪府松原市天美我堂１丁目202番地の10―1005号
債務者　中上　宏美
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係